



2006.11.20発行

【目次】

- 平成19年1月から 所得税・住民税の税率が変わります
- 産前産後休業中・育児休業中の手当について
- e-文書法…紙文書保存の規制緩和・文書の電子化促進

平成19年1月から

所得税・住民税の税率が変わります

「三位一体の改革」による国から地方への税源移譲

小泉前内閣時代に打ち出された施策である「三位一体(さんみいつたい)の改革」とは、

- ①使い道が国の施策により細かく決められている国庫補助金を廃止縮減する。
- ②国庫補助金の廃止縮減に見合った額を国から地方に税源移譲する。
- ③税源移譲により地方の自主財源を強化し、地方交付税への依存を低下させる。

という3つの改革を一体的に行い、地方分権を推し進める政策です。

自治体にとって、地方税の増収分は国からの補助金の削減等で調整され、総体での財源の増減は無いのですが、国の施策に縛られない収入の割合が高まることで、市民の要望に即した、最適な行政サービスを行うことを目指しております。

税源移譲のための税率構造の改正

国の税金である所得税を引き下げる代わりに、地方の税金である住民税を引き上げることによって、税源を国から地方に移します(税源移譲)。

具体的には、住民税の税率を、従来は所得の大小に応じ段階的に所得の5~13%としていた税率を、所得の大小に関係なく一律所得の10%と改定(比例税率)されます。

所得税の税率は、従来の国・地方の合計税額から、改定後の住民税の差額に一致するような、税率の変更が行われます(改定前：所得の10~37%の累進税率→改定後：所得の5~40%の累進税率)。

従来、住民税は累進税率であったため、1人当たりの所得が高い自治体のほうが高税率となり税金が多くなる構造でした。しかし、住民税は、国税に比べて生活に密着した行政サービスを受けるための費用負担の性格が強く、住民の所得の大小に拘らない一定税率としたほうが、自治体の収支バランスが改善されるため、比例税率が採用されました。

平成19年度以後 住民税・所得税の税率速算表

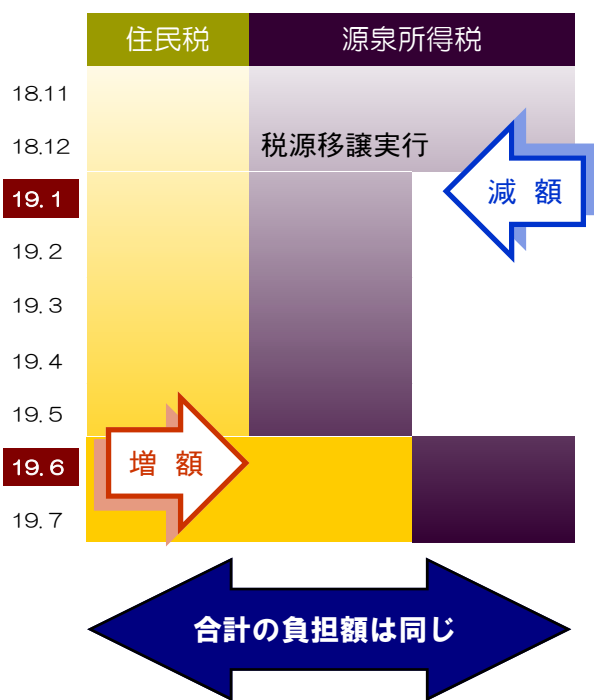
住民税(地方税)

課税所得金額	平成18年度以前		平成19年度以後	
	市民税	道民税	市民税	道民税
200万円以下	3%	2%	6%	4%
~700万円以下	8%-10万			
700万円超	10%-24万	3%-7万		

所得税(国税)

課税所得金額	平成18年度以前	平成19年度以後
195万円以下	10%	5%
~330万円以下		10%-97,500円
~695万円以下	20%-330,000円	20%-427,500円
~900万円以下		23%-636,000円
~1,800万円以下	30%-1,230,000円	33%-1,536,000円
1,800万円超	37%-2,490,000円	40%-2,796,000円

平成19年度以後 税源移譲の実行時期の確認



給与所得者の場合、平成19年1月から源泉徴収される所得税が安くなり、そのうち、平成19年6月から徴収される住民税が高くなります。

所得税と住民税の合計負担額は同じになるのですが、年度始め月のずれにより、当初はこのような現象が起こりますので、ご了承ください。

なお、平成19年度の場合、これまでの定率減税10%が廃止となる関係で、実際の所得税と住民税の負担額は、定率減税の廃止分が高くなります。

平成19年1月支払以後 所得税源泉徴収税額の新旧比較

扶養家族 0人、1人の場合

社会保険料控除後	平成18年12月まで		平成19年1月以後	
	扶養0名	扶養1名	扶養0名	扶養1名
150,000円	5,250	2,400	2,920	1,330
200,000円	8,400	5,550	4,670	3,080
250,000円	11,520	8,670	6,400	4,820
300,000円	14,740	11,890	8,250	6,600
500,000円	33,670	27,970	29,280	22,950
700,000円	64,870	59,170	63,950	57,620
900,000円	98,510	92,340	103,890	97,260

住民税での 住宅ローンの税額控除

以上ご説明した所得税から住民税への税源移譲が行われ、所得税が減税されると、このままでは、今まで所得税で受けていた住宅ローン控除も縮小されてしまうことになり、納税者に不利益となってしまいます。

そこで、これまで所得税から控除されていた住宅ローン控除分は、平成20年度以降の住民税からも控除できることになり、結果として、税源移譲の前後で負担が変わらない措置がとられるようになります。

住民税で住宅ローン控除を受けたい場合には、その年の3月15日(平成20年は3月17日)までに区(市町村)役所へ申告書を提出することが必要となります。

ただし、その年に税務署へ確定申告書を提出する方は、税務署への提出を通して、区(市町村)役所へ提出されることとなります。

平成19年度以後 税源移譲前後の税額計算例

給与所得者 夫婦2人(うち1人特定扶養)
年間収入 5,000,000円

	税源移譲前		税源移譲後	
	平成18年分		平成19年分	
	住民税	所得税	住民税	所得税
給与収入	5,000,000			
所得	3,460,000			
社保控除	500,000	500,000	500,000	500,000
配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000
特定扶養控除	450,000	630,000	450,000	630,000
一般扶養控除	330,000	380,000	330,000	380,000
基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
所得控除計	1,940,000	2,270,000	1,940,000	2,270,000
課税所得	1,520,000	1,190,000	1,520,000	1,190,000
税率	5%	10%	10%	5%
税額	76,000	119,000	152,000	59,500
調整控除			16,500	
定率減税	5,700	11,900	廃止	廃止
税額	70,300	107,100	135,500	59,500
均等割額	4,000		4,000	
税額合計	181,400		199,000	

産前産後休業中・

育児休業中 の手当について

前月号で女性の労働基準についてご紹介いたしましたが、今月号では産前産後休業中、育児休業中に受給することができる手当についてご紹介いたします。

I 産前産後休業中の手当

(1) 出産手当金

産前6週間（多胎妊娠は14週間）から出産後8週間までの間、欠勤1日につき標準報酬日額の6割の出産手当を受給できます。産前休業に入りながらも、有給を使用し給与が支給されている場合は、受給することができません。

ポイント1

産前休業は、出産予定日が基準になるため、予定日より実際の出産が遅れると、産後の休業が長くなるため、その分受給できる出産手当金の日数が増えます。

(2) 出産育児一時金

妊娠85日以上で出産したときは、1子ごとに35万円、多胎のときは人数分を受給できます。

ポイント2

一時金の支給は、死産・早産(人工流産を含む)または早産でも対象となります。

II 育児休業中の手当等

育児介護休業法により、産後休業終了日の翌日より子が1歳になるまで、労働者の申し出により育児休業を取得することができます（雇用期間が1年未満の者や、1年以内に雇用契約が終了する者等は除かれます）。昨年4月の法改正により、**一定の場合には子が1歳6カ月になるまで、育児休業を延長することができる**ようになりました。

(1) 社会保険料免除

育児介護休業法に基づいて育児休業を取得する場合、育児休業を開始した月から終了する日の属する月の前月までの社会保険料は申し出により本人負担分、会社負担分が共に免除されます。

ポイント3

産前産後休業中は、免除されません。

(2) 育児休業給付

これは、1歳未満の子（延長申請した場合は1歳6カ月まで）を養育するために、職場復帰を前提として休業した場合に、雇用保険から支給される給付です。

① 基本給付金

育児休業開始前2年間の各月の給与支払日数が11日以上ある月が12カ月以上ある場合でかつ、育児休業期間中に事業主から給与が支給されなかった場合に、休業開始前時賃金日額に30を乗じて得た額の30%が、1支給単位期間（約1カ月）ごとに支給されます。



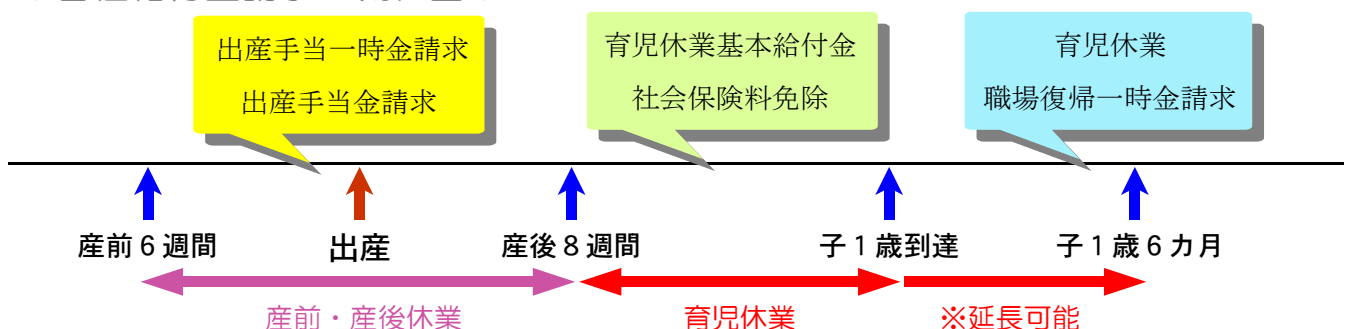
ポイント4

雇用されてから1年経過していない方は、受給対象にはなりません。

② 職場復帰一時金

育児休業終了後、引き続き6カ月間同じ事業主に雇用された者に対して、休業開始時賃金日額に、30を乗じて得た額の10%が支給されます。

◆各種給付金請求の流れ図◆



e-文書法

紙文書の保存の規制緩和・ 文書の電子化促進

ITの発達・普及にともない、従来の紙文書中心の業務は、電子化文書中心の業務へと、その移行が着実に進んできております。

そこでわが国では、企業や官公署での電子化文書やITの活用をさらに促進するために、2005年4月1日に「**e-文書法**」が施行されました。

「**e-文書法**」とは、法人税法や商法、証券取引法などで紙による原本保存が義務付けられている文書や帳票の電子保存を容認する法律で、次の二つの法律で構成されています。

- 民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(通則法)
- 民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)

今回、通則法で新たに電子保存が認められるのは、カルテや処方せんに代表される医療関係書類、稟議書などの会社関係書類などほとんど全ての文書です。

企業は、これらの文書を、紙文書で作られたものについては、スキャナで電子化し、ハードディスクやCD、DVDなどの記録メディアに保存できるようになりました。逆に言えば、電子保存をすることで、企業活動で日々発生する紙文書の破棄が可能になったのです。

なお、下記のような書類は、通則法でも電子化対象外とされている書類です。

- ①緊急時に即座に確認する必要があるもの：船舶に備える安全手引書など
- ②現物性が極めて高いもの：免許証、許可証など
- ③条約による制限があるもの

■紙文書の電子化によるメリット

①業務の効率化・スピードアップ

紙文書の処理に費やす業務や、文書のやりとりの際に各部門や担当者の間を移動する際の時間的ロスを、電子データとしてネットワークを介してやり取りができるようにすることで、顧客対応の迅速化等、企業競争力の向上に役立てることが可能。

②文書の保管スペースの削減、バックアップをすることにより、火災や地震等の災害による損害を食い止めることが可能。

■紙文書を電子化して運用するための要件

①**見読性の要件**：イメージスキャナの階調や解像度の設定が、すぐに見えるような状態であること(カラーの場合、256色調で150dpi以上)

②**完全性の要件**：電子化文書が、操作ミスによる消去を予防されているか。改ざんや消去があった事実を確認できる状態になっているか。

③**機密性の要件**：いつ誰がアクセスしたかが、検索可能かどうか。

④**検索性の要件**：必要に応じてすぐに確認できるように管理されているかどうか。

◆次号予告◆新企画！次号より3回掲載予定

「中小企業の賃金体系・人事評価制度」

執筆…小坂 充廣(こさかみちひろ)先生

ビジネスコンサルタント CEO

人事・労務・賃金のコンサルタントとして、独自に開発した人事評価システムの設計・導入実績は多数。

編集後記

みなさんインフルエンザの予防接種はしていますか？私は必ず毎年しています。接種をしてから効果を発揮するまで2週間ほどかかるらしいので、今年もそろそろかなと思います。まずは、日頃から手洗いとうがいをするを心がけることが大事ですね。(高橋)

月刊グローバル 2006年12号

2006年11月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 道央情報サービス協同組合
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
株式会社 道央医療コンサル ㈱札幌ビジネスエージェント
道央労務管理協会 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 庵原宏章行政書士事務所

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

